

建設業の許可の概要

山口県土木建築部監理課

1 建設業の許可制度について

(1) 許可の要否

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。

ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

※「軽微な建設工事」とは、

建築一式工事…工事1件の請負代金の額が1,500万円未満又は木造住宅の延べ面積150㎡未満の工事

建築一式工事以外の建設工事…工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

(2) 許可の区分・業種

ア 区分

○ 知事許可と大臣許可

- ・1の都道府県の区域にのみ営業所を設けて建設業を営む場合…都道府県知事許可
- ・複数の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営む場合…国土交通大臣許可

○ 一般建設業の許可と特定建設業の許可

- ・発注者から直接工事を請け負い（元請人）、かつ、消費税込で5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合

… 特定建設業の許可

- ・上記以外の場合 … 一般建設業の許可

イ 許可業種

次の29の建設工事の種類ごとに、それぞれ対応する業種の許可を受けることになります。

建設工事の種類と建設業の許可業種(29業種)

	建設工事の種類	許可業種		建設工事の種類	許可業種
1	土木一式工事	土木工事業	16	ガラス工事	ガラス工事業
2	建築一式工事	建築工事業	17	塗装工事	塗装工事業
3	大工工事	大工工事業	18	防水工事	防水工事業
4	左官工事	左官工事業	19	内装仕上工事	内装仕上工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
6	石工事	石工事業	21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
7	屋根工事	屋根工事業	22	電気通信工事	電気通信工事業
8	電気工事	電気工事業	23	造園工事	造園工事業
9	管工事	管工事業	24	さく井工事	さく井工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	25	建具工事	建具工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	26	水道施設工事	水道施設工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	27	消防施設工事	消防施設工事業
13	舗装工事	舗装工事業	28	清掃施設工事	清掃施設工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	29	解体工事	解体工事業
15	板金工事	板金工事業			

(3) 許可の有効期間

5年間（5年ごとに更新手続が必要）

(4) 許可の手数料（都道府県知事許可の場合）

新規：9万円 業種追加：5万円 更新：5万円

2 許可の基準の概要

次の(1)～(4)のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するとする国土交通省令の基準に適合すること。
常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること及び適切な社会保険に加入していること。
 - (2) 営業所技術者等を置いていること。
許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は実務経験を有する技術者を営業所に専任で配置していること。
 - (3) 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人・役員等・建設業法施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・建設業法施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないこと。
 - (4) 財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
 - ア 一般建設業
次のいずれかに該当すること。
 - ・ 自己資本の額が500万円以上であること
 - ・ 500万円以上の資金調達能力を有すること
 - ・ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること（許可更新時）
 - イ 特定建設業
次のすべてに該当すること。
 - ・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
 - ・ 流動比率が75%以上であること。
 - ・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。
- ## 3 許可を受けられない者（欠格要件該当者）
- 許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。
- (1) 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合

①	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
②	不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取消されて5年を経過しない者
③	建設業許可の取消し処分に係る聴聞の通知があった日以降、廃業の届出した者で、その届出の日から5年を経過しない者
④	③の聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等や使用人、又は個人の使用人であった者で、廃業の届出の日から5年を経過しない者
⑤	営業の停止を命ぜられ、その禁止の期間が経過しない者
⑥	営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
⑦	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑧	建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑨	暴力団員等又は、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
⑩	心身の故障により建設業を適正に営むことができない者
⑪	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑩・⑫（法人である場合においては、その役員が①～④・⑥～⑩）のいずれかに該当する者
⑫	法人の役員等又は政令で定める使用人の内①～④・⑥～⑩までに該当する者
⑬	個人の政令で定める使用人の内①～④・⑥～⑩までに該当する者
⑭	暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く）
- ・「刑法（明治40年法律第45号）」第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）又は第247条（背任罪）
- ・「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）」
- ・建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、

4 許可申請の手続（山口県知事許可の場合）

(1) 申請書様式の入手

監理課のホームページ

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/23464.html>)

からダウンロードできるほか、（一社）山口県建設業協会の支部で販売しています。

(2) 申請書の作成

申請書に必要事項を記入し、（証明書への押印等）、添付書類を作成、用意します。（初めて申請される場合は、申請前にあらかじめ申請窓口にて御相談ください。）

(3) 申請窓口へ提出

申請書を主たる営業所を管轄する土木建築事務所に提出します。

【受付時間】 午前 9時～11時

午後 1時～4時 （土・日・祝日・年末年始を除く。）

※受付時間外に提出があった場合、申請書類等の不備又は業務の都合等により、受理できないことがあります。原則として受付時間内にご提出いただくよう、御協力をお願いします。

(4) 審査、営業所調査等

県では、提出された申請書に基づき、内容審査、確認、営業所調査等を行います。

(5) 許可の通知

審査の結果、許可要件を満たしていると判断された場合には、許可通知書が申請窓口を通じて交付されます。

※申請窓口

土木建築事務所	所在地	電話番号	管轄市町
岩国土木建築事務所	岩国市三笠町 1-1-1	(0827) 29-1540	岩国市 和木町
柳井土木建築事務所	柳井市南町 3-9-3	(0820) 22-0396	柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町
周南土木建築事務所	周南市毛利町 2-3-8	(0834) 33-6471	下松市 光市 周南市
防府土木建築事務所	防府市寿町 7-1 防府市役所 本館 6 階	(0835) 22-0634	防府市 山口市
宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町 1-1-50	(0836) 21-7125	宇部市 山陽小野田市 美祢市
下関土木建築事務所	下関市貴船町 3-2-1	(083) 223-7101	下関市
長門土木建築事務所	長門市東深川 1875-1	(0837) 22-2920	長門市
萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田 531-1	(0838) 22-0043	萩市 阿武町

※申請書の販売窓口

(一社)山口県建設業協会の各支部

支部	所在地	電話番号
大島	大島郡周防大島町大字久賀2541-1 大島交友会館内	(0820) 72-0227
岩国	岩国市麻里布町3-8-17 岩国建設会館内	(0827) 21-6215
玖珂	岩国市玖珂町鞍掛6269 玖西土木協会内	(0827) 82-2125
柳井	柳井市南浜1-3-20 柳井土木建設業協同組合内	(0820) 22-0233
周南	周南市代々木通り2-12 代々木公園前ビル内	(0834) 21-2355
防府	防府市大字新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835) 24-3003
山口	山口市神田町1-80 防長青年館内	(083) 922-1120
宇部	宇部市恩田町2-22-2 恩田ビル内	(0836) 31-5979
美祢	美祢市大嶺町東分3459-3 美祢建設業協同組合内	(0837) 52-0403
下関	下関市貴船町3-1-3 下関土木協会内	(083) 222-6793
豊田	下関市豊田町矢田428 豊田土木協力会内	(083) 766-0253
長門	長門市東深川1317-2 長門建設業会館内	(0837) 22-2325
萩	萩市大字江向548 萩建設会館内	(0838) 25-2526